

熊本県特定農産加工資金融通措置要項

(目的)

第1条 この要項は、農産物の輸入自由化により影響を被る特定の農産加工業者に対し、その経営の改善を促進し、新たな経済環境への円滑な適応を図るために必要な資金の融通に関する事項を定め、もって農業及び農産加工業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項中の用語は、特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第65号。）、特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令（平成元年政令第208号。）及び特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則（平成元年農林水産省令第29号。）の用語の例による。

(融資対象者)

第3条 特定農産加工資金の融資対象者は、経営改善計画又は事業提携計画（以下「経営改善計画等」という。）について知事の承認を受けたものとする。

(計画の承認申請手続等)

第4条 経営改善計画等の承認を申請しようとする特定農産加工業者等は、経営改善計画承認申請書（様式第1号）又は事業提携計画承認申請書（様式第2号）を地域振興局長又は農政事務所長（以下「振興局長」という。）に提出するものとする。

2 振興局長は、申請書を受理した場合において適当と認めるときはその承認をするものとし、承認をしたときは、事業計画承認通知書（様式第5号（電算様式第11号））を申請した特定農産加工業者等に送付し、その旨を関係市町村長及び関係融資機関に通知し、併せて当該通知書の写しと申請書の写しを団体支援課に送付するものとする。

3 経営改善計画等の実施期間は、おおむね5年間以内とする。

4 承認計画を変更しようとする承認特定農産加工業者等は、振興局長に計画変更承認申請書（様式第3号又は様式第4号）を提出し、その承認を受けるものとする。なお、この場合においては第2項の規定を準用する。

5 振興局長は、承認計画の円滑な遂行に著しい支障が生じており、当該承認計画に沿った事業を実施する見込みがなく、その結果、法令等に規定された承認基準に該当しなくなると認められる場合には、当該承認計画を取り消すことができるものとし、取り消しの決定をしたときは、理由を付して、その旨を承認特定農産加工業者等に通知するとともに、取り消し決定した旨を関係市町村長及び関係融資機関に通知し、併せて当該通知書の写しを団体支援課に送付するものとする。

(調査及び報告)

第5条 知事は、特定農産加工資金の融資に関し必要があると認めるときは、借入者及び融資機関の関係書類を調査し、又は報告を求めることができる。

(雑則)

第6条 特定農産加工資金の融通については、この要項に定めるもののほか、特定農産加工資金融通措置要綱（平成元年7月1日食流第4309号農林水産事務次官依命通知）、及び知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要項は、平成2年2月21日から施行し、平成元年7月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成2年2月21日から施行し、改正後の熊本県特定農産加工業経営体質強化資金融通措置要項は平成3年11月19日から適用する。

附 則

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年6月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成18年5月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年4月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。